

平成 28 年度文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会（第 2 回）検討内容
（日時：9 月 28 日（水）午後 6 時 30 分～ 場所：文京シビックセンター 3 階会議室）

（1）前回会議の振り返り、成年後見制度・意思決定支援について（高山会長より）

（2）事例発表 1 就労支援に関わる意思決定支援について

- 就労支援の場での意思決定支援の難しさを感じている。会社で働くことは自分のしたいことと現実に折り合いをつける必要があるが、どう支援するか悩ましい。
- 就職や結婚など重大な選択は誰でも決断するのは難しい。でも身近なことを意思決定するプロセスを積み重ねると、自己決定ができるのではないか。
- 小さい失敗体験をすると振り幅が広がる。失敗がすべてダメとは言い切れない。本人が取り返しのつかない失敗でなければ見守る場合もあるのではないか。
- 障害者は健常者より職業選択の幅が狭い。仕事はお金をもらうだけではないし、職業選択できないのは社会の問題である。自分の人生が就労と結びつく社会をつくれば、ブラック企業は無くなっていくだろう。就労のあり方は大切。

（3）事例発表 2 成年後見制度における意思決定支援

- 後見人として悩むのは利用者の意思と客観的利益が一見対立し、本人の意思をそのまま実行すると後見人としての責任が問われる可能性もあるような場面である。支援方針も悩むことがある。
- 後見人は中継役だが、意思決定は誰にでもできる。本人の意思決定を日頃から認め、日頃から本人との関係づくりが大切と考えさせられた。
- 発表された事例ではこだわりがある中でも意思表示できていたが、本人をよく知っている人が後見申立時に応急的に支援を始めて行くケースもある。各事例ごとに、様々な情報や本人が意思表示する中から、本人が大切にしているもの、生活歴等を知り本人の意思を判断するしかない。本人が意思表示できなかった場合、同じような支援方針となるかは判断しかねる。後見人は、それなりの説明を家庭裁判所にしなければならない。
- 後見業務で意思決定を進める中で、共通するのが「パターナリズムを行使しない支援」であることが学べて良かった。
- サービス計画と後見業務がリンクするにはチームが欠かせない。ネットワークで支援できる中に民生委員など地域住民も入ることで、色々な立場から本人の意志を聞くことができる。チームとは、具体的には地域包括ケアシステムを指すのではないか。
- 後見人がチームマネジメントを構築できないなら、ソーシャルワーカーやケアマネージャーが積極的にマネジメントする。誰が後見人に就くかは大きなポイントである。
- 後見人は権限が大き過ぎると思う。

（4）次回の権利擁護専門部会について

- 次回の自立支援協議会は、自分自身の居場所について意思決定が難しい方の実状や、それに対する区や関係機関の取り組みをテーマに話し合う。